第二号様式記載上の注意(40) a中「連結キャッシュ・フロー計算書」の次に「(指定国際会計基準(連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により連結財務諸表を作成した場合（特定会社（連結財務諸表規則第１条の２に規定する特定会社をいう。(47)のｂにおいて同じ。)が連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。(63)において同じ。)にあっては、それぞれ連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)」を加え、同記載上の注意(40)ｂ中「連結財務諸表規則」の次に「又は指定国際会計基準」を、「連結附属明細表」の次に「(指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(45)において同じ。)」を加え、同記載上の注意(47)中ｆをｇとし、ｃからｅまでをｄからｆまでとし、同記載上の注意(47)ｂ中「財務諸表等規則」の次に「又は指定国際会計基準」を、「附属明細表」の次に「(指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(52)において同じ。)」を加え、同記載上の注意(47)中ｂをｃとし、ａの次に次のように加える。

ｂ　特定会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第127条第２項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、(47)(ｂを除く。)から(52)までにより記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、(47)(ｂを除く。)から（52）までに準じて記載すること。

第二号様式記載上の注意中(63)を(66)とし、(64)を(63)とし、(63)を(64)とし、(62)の次に次のように加える。

(63)　指定国際会計基準による連結財務諸表の修正に伴う記載

指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合であって、指定国際会計基準に従い当連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表の修正をしたときは、報告書に記載すべき事項（当該修正後の連結財務諸表を除く。)のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

第二号の二様式第１部第１の４中⑧を⑨とし、⑶から⑺までを⑷から⑻までとし、⑵の次に次のように加える。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第４四半期会計期間 （　年　月　日から　年　月　日まで）	第　　期 （　年　月　日から　年　月　日まで）
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数		
当該期間の権利行使に係る交付株式数		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等		
当該期間の権利行使に係る資金調達額		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	―	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	―	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	―	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	―	

第四号様式第１部第４の１中(7)を(8)とし、(3)から(6)までを(4)から(7)までとし、(2)の次に次のように加える。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第４四半期会計期間 （　年　月　日から　年　月　日まで）	第　　期 （　年　月　日から　年　月　日まで）
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数		
当該期間の権利行使に係る交付株式数		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等		
当該期間の権利行使に係る資金調達額		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	―	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	―	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	―	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	―	